

# 岐阜県介護職員処遇改善支援補助金事業実施要綱

[令和6年3月28日 制 定]

## 1 事業の目的

令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員に対して2%程度（月額平均6千円相当）の賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、介護書金処遇改善支援補助金として、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助することを目的とする。

なお、事業については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱（令和6年1月25日付け老発0125第5号厚生労働省老健局長通知）及び岐阜県処遇改善支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 2 賃金改善の対象

本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる介護サービス事業所等に勤務する介護職員とする。介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善対象に加えることも可能とする。その際、本事業が介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえたうえで、賃金改善を実施するものとする。

なお、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援及び介護予防支援については、本事業の対象外とする。

## 3 事業内容

令和6年2月から5月までの間、介護職員に対して2%程度（月額6,000円相当）の賃金改善を行う介護サービス事業所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。ただし、介護報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を最大2か月間対応することとする。

## 4 補助額

補助額＝ $a \times b \times c$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。））

b 1 単位の単価

c サービス類型別交付率（別紙1表1）

5 賃金改善の要件

介護サービス事業者等は、補助額に相当する介護職員等（介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

原則として、介護サービス事業者等は、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和6年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。

また、介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより行うこと。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和6年2月分及び3月分については、この限りではない。

6 手続

(1) 交付申請等（交付要綱第4条、第5条及び第8条関係）

- ① 交付要綱第4条の規定による交付申請書の様式は、別記第1号様式とし、当該様式に定める書類を添付しなければならない。
- ② 交付申請書の提出期限は、別に定める。
- ③ 交付要綱第5条第2項の規定による通知は、別記第2号様式のとおりとする。
- ④ 交付要綱第8条第1項の規定による変更交付申請書の様式は、別記第3号様式のとおりとし、当該様式に定める書類を添付しなければならない。
- ⑤ 交付要綱第8条第2項の規定による通知は、別記第4号様式のとおりとする。

(2) 実績報告等（交付要綱第9条及び第10条関係）

- ① 交付要綱第9条の規定による実績報告書の様式は、別記第5号様式とし、当該様式に定める書類を添付しなければならない。
- ② 実績報告書の提出期限は、別に定める。
- ③ 交付要綱第10条の規定による通知は、別記第6号様式のとおりとする。

(3) 変更の届出

介護サービス事業者等は、計画書に変更（次の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、別紙様式4を用いて変更の届出を行うこと。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式2-1の2及び別紙様式2-2
- ③ 就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要

別紙 1

表 1 介護職員処遇改善支援補助金対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	1.2%
夜間対応型訪問介護	1.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.2%
(介護予防) 訪問入浴介護	0.7%
通所介護	0.7%
地域密着型通所介護	0.7%
(介護予防) 通所リハビリテーション	0.6%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	0.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.8%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	1.4%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	1.0%
看護小規模多機能型居宅介護	1.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	1.3%
介護福祉施設サービス	0.9%
地域密着型介護老人福祉施設	0.9%
(介護予防) 短期入所生活介護	0.9%
介護保健施設サービス	0.5%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	0.5%
介護医療院サービス	0.3%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	0.3%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表 2 介護職員処遇改善支援補助金非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%